

令和7年岩手県大船渡市における大規模火災により  
被害を受けられたご契約者さまへ  
共済掛金の払込に関する特別なお取り扱いについて

この度の災害で被害を受けられた組合員の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。CO・OP共済では、災害救助法が適用された地域に居住するご契約者さまを対象に、共済掛金の払込猶予期間を延長（最長6ヶ月間）するお取り扱いをさせていただきます。

共済掛金の払込猶予期間の延長をご希望の方は、お手数ながら以下のフリーダイヤルまでお申し出いただきますようお願い申し上げます。

○対象商品

《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《学生総合共済》

※《火災共済》《新あいあい》《マイカー共済》もこくみん共済coopの基準に準じ、受付を行います。

○災害救助法の適用地域および申出期限（2025年2月26日19時00分現在）

適用年月	適用市町村	申出期限
2025年2月	【岩手県】大船渡市（おおふなとし）	2025年8月末日

※最新の適用地域は、内閣府のホームページをご参照ください。

災害救助法

検索

○共済掛金の払込猶予期間延長に関するお問い合わせ

コープ共済センター フリーダイヤル

0120-50-9431

受付：午前9時～午後6時、月～土（祝日営業）

※災害の規模により、払込猶予期間延長に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設ける場合があります。